

RJC48 個人情報の管理保全に関する細則

2019年1月9日 RJC48 評議会決定

RJC 評議会等規則第1条第1項及びRJC 運営規約（以下「本会規約」という）第8条に基づき、RJC48（以下、「本会」という）評議会は、以下に個人情報管理に関する必要事項を規定した細則（以下「本細則」という）を定めます。

第1条 (目的)

本細則は、本会会員の個人情報（以下「会員個人情報」という）の適切な取扱い、本会会員名簿（以下「会員等名簿」という）の作成、保管、利用及び廃棄等について、評議会の構成員、審議委員、管理執行者（以下「評議会構成員等」という）が遵守すべき事項を定め、会員個人情報を適切に保護及び管理することを目的とする。

第2条 (適用範囲)

1. 本細則は、すべての会員個人情報に適用する。また、退会後においても入会中に取得又は閲覧した会員個人情報については、本細則に従うものとする。
2. 本会から委託又は依頼を受けた者が、本会の業務を執行する場合には、評議会は当該者をして本細則と同等の義務を遵守させなければならない。

第3条 (会員等名簿を管理する者の責務)

1. 個人情報管理責任者は評議会の構成員のなかから評議会が指名する者とする。
2. 個人情報管理責任者は、評議会決議に従い、本細則で定められた会員個人情報の管理保全に関する本会の権能と義務を執行する。
3. 評議会が会員個人情報の管理業務を外部者に委託する場合には、受託者が会員個人情報を適切に管理し、情報漏洩等の防止措置を確実に執行するため、個人情報管理責任者が必要に応じて受託者を指導するなど監督を行うこととする。
4. 以下の場合には、評議会は責任を負うこととする。
 - 一 評議会の故意又は重過失により情報漏洩等が発生した場合、
 - 二 評議会決議により情報漏洩等が発生した場合、ただし、自然災害や第三者の関与など予見不可能な事象により発生した場合を除く、又は
 - 三 前項に定める監督が適切に行われていなかった場合。

第4条 (会員個人情報の取得)

1. 評議会は、適法かつ公正な方法によって会員個人情報を取得することとし、偽りその他不正な手段によって取得してはならない。
2. 本会規約に定める届出、申請以外の場合で、評議会が本人から直接に会員個人情報を取得する場合には、本人（本人が未成年者の場合はその保護者又は代理人、被後

見人の場合はその成年後見人を含む) に対して、あらかじめ次に掲げる事項を通知し、その同意を得なければならない。

- 一 本会の名称、評議会又は業務受託者の連絡先
- 二 会員個人情報の利用目的
- 三 会員個人情報に関する以下の権利の存在及び当該権利行使のための手続き
 - ア 当該会員個人情報の開示を求める権利及び第三者提供の停止を求める権利
 - イ 当該会員個人情報に誤りがある場合にその内容の訂正、追加又は削除を求める権利

第 5 条 (情報の利用目的)

1. 評議会が会員個人情報を利用する場合は、次の目的に限ることとする。
 - 一 会員名簿の作成
 - 二 会費の徴収
 - 三 本会の運営業務上の会員への連絡

第 6 条 (第三者への提供制限)

1. 評議会は、あらかじめ本人の同意を得ないで会員個人情報を第三者に提供してはならない。
2. 以下に掲げる場合において、当該会員個人情報の提供を受ける者は、前項の第三者に該当しないものとする。
 - 一 本会規約第 8 条第 2 項に定める受託者（以下「受託者」という）、又は
 - 二 評議会が第 5 条に定める目的を遂行する上で、前号以外の者と会員個人情報を共同利用する場合であって、その旨並びに共同利用される会員個人情報の項目、共同利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該会員個人情報の管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

第 7 条 (除外条項)

前条までの規定にかかわらず、第 5 条第 1 項及び第 6 条第 1 項は、次に掲げる場合については適用しない。

- 一 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者（以下「行政官庁等」という）、裁判所、弁護士会からの要請など法令に基づく場合、
- 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき、
- 三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき、
- 四 行政官庁等が法令の定める事務を遂行する上で、本会の協力を得る必要があ

り、かつ、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき、又は

五 個人情報保護法第 23 条第 2 項に定める場合

第 8 条 (自己情報の利用)

1. 評議会は、会員個人情報について本人から開示を求められた場合は、合理的な期間内に開示することとする。
2. 前項の開示によって、誤った情報があり、訂正又は削除を求められた場合は、評議会は合理的な期間内に必要な措置をとるとともに、訂正又は削除を行った場合は、当該人に通知することとする。
3. 本人が会員個人情報を利用又は第三者へ提供することを求めた場合には、評議会はこれを認めることとする。ただし、次に掲げるいずれかの場合は、評議会は拒否することができる。
 - 一 法令に違反することとなる場合、
 - 二 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

第 9 条 (会員の届出事項)

- 1 本会規約第 2 条第 4 項に従い、本会会員資格を得ようとする者は、あらかじめ下記事項を受託者に提供しなければならない。
 - 一 氏名
 - 二 住民票上の住所。
 - 三 電話（携帯電話を含む）、電子メールアドレスなどのいずれかの連絡手段
 - 四 クレジットカードなど会費決済手段にかかる情報

第 10 条 (情報の保管管理、不要データの廃棄)

1. 本会が取得した会員個人情報は、適切な方法を用いて厳重に保管する。
2. 電磁的に記録された会員個人情報は、インターネット又は WAN に接続しない電子媒体に、パスワードを設定して管理保存する。当該電子媒体の保管管理は前項の定めるところによる。
3. 不要になった組合員名簿及びその作成もしくは更新に用いた書類及びその他会員個人情報、焼却、粉碎等の確実な方法によって廃棄する。

第 11 条 (通報及び調査義務等)

1. 評議会構成員等は、会員個人情報が外部に漏洩していることを知った場合又はそのおそれがあると気づいた場合には、直ちに評議会に通報することとする。
2. 評議会は、前項の通報を受けた場合には、直ちに事実関係を調査することとする。
3. 評議会は、前項までに定める調査の結果、会員個人情報が外部に漏洩していること

を確認した場合には、直ちに次の各号に掲げる事項を関係機関に報告しなければならない。

- 一 漏洩した情報の範囲
- 二 漏洩先
- 三 漏洩した日時
- 四 その他調査で判明した事実

4. 評議会は、関係機関と協議の上、当該漏洩についての具体的対応及び対策を講じるともに、再発防止策を策定することとする。

第12条 (問い合わせ先)

本人が、自己の会員個人情報の内容に誤りがあったときに訂正を求める場合、その他会員個人情報に関する相談、問い合わせの窓口は、評議会または別紙に記載の受託者とする。

附則

第1条 2019年1月9日付本細則は、同日に発効する。

(以上)

別紙 RJC48 会員個人情報管理に関する問い合わせ先

1 RJC48 評議会

rjc48management@gmail.com

2 会費徴収事務にかかる受託者

名称 株式会社メタップスペイメント

住所 〒108-0073 東京都港区三田一丁目 4 番 1 号住友不動産麻布十番ビル 3 階

連絡先 03-6381-7721

(以上)